

## 証券取引約款（法人のお客さま用）新旧対照表

新		旧	
(有価証券の保護預り取引)		(有価証券の保護預り取引)	
第5条	(現行どおり)	第5条	(省 略)
2	(現行どおり)	2	(省 略)
	(1)～(5) (現行どおり)		(1)～(5) (省 略)
3	当社が定める方法により、お客さまは、お客さま（お客さまの代理人等を含みます）が現在次の第（1）号の①から⑥のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。また、自らまたは第三者を利用して第（2）号の①から⑤に該当する行為を行わないことを確約していただきます。なお、本約款では第（1）号の①から⑥に該当する者、または第（2）号の①から⑤の行為を行う者を反社会的勢力とします。		(追 加)
	(1) 現在かつ将来にわたり次の①から⑥のいずれにも該当しないことの表明・確約		
	① 暴力団		
	② 暴力団員		
	③ 暴力団準構成員		
	④ 暴力団関係企業		
	⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等		
	⑥ その他上記①から⑤に準ずる者		
	(2) 自らまたは第三者を利用して次の①から⑤に該当する行為を行わないことの確約		
	① 暴力的な要求行為		
	② 法的な責任を超えた不当な要求行為		
	③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為		
	④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為		
	⑤ その他上記①から④に準ずる行為		
(解約事由)		(解約事由)	
第78条	(現行どおり)	第78条	(省 略)
	(1)～(4) (現行どおり)		(1)～(4) (省 略)
	(5) お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等第5条第3項第（1）号各号で規定する反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出たとき		(5) お客さまが暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出たとき
	(6) (現行どおり)		(6) (省 略)
	(7) お客さまが、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、風説の流布、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損する行為または当社の業務を妨害する行為等第5条第3項第（2）号各号で規定する行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき		(7) お客さまが、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、風説の流布、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損する行為または当社の業務を妨害する行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき
	(8)～(11) (現行どおり)		(8)～(11) (省 略)
2	(現行どおり)	2	(省 略)
	(1)～(5) (現行どおり)		(1)～(5) (省 略)
3	(現行どおり)	3	(省 略)